

大阪府監査委員告示第21号

平成19年度までに執行した監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、大阪府教育委員会委員長から通知があったので、次のとおり公表する。

平成20年6月6日

大阪府監査委員	京極	俊明
同	梅本	憲史
同	谷口	昌隆
同	磯部	洋
同	赤木	明夫

（通知文）

教委総第1489号  
平成20年5月23日

大阪府監査委員	赤木	明夫	様
同	京極	俊明	様
同	大島	章	様
同	中村	哲之助	様
同	磯部	洋	様

大阪府教育委員会委員長 生野 照子

地方自治法第199条第9項の報告に基づき講じた措置について（通知）

先に報告を受けた監査結果の中で、是正の必要があるとされた事項及び委員意見が付された事項については、下記のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

東大阪養護学校

2 指摘事項

歳出関係

業務委託の契約手続において、契約期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置状況

教職員に対して、関係法令、府財務規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導しました。

今後は、このようなことがないよう、校内での意思疎通に十分留意し、府財務規則等の規定に則り、組織的な意思決定のもと、適正な事務執行に努めます。

<決裁遅延について>

1 監査対象機関

吹田養護学校

2 指摘事項

歳出関係

業務委託等の契約手続において、業務実施期間の始期までに経費支出伺の起案・決裁が行われていないものがあった。

3 措置状況

教職員に対して、関係法令、府財務規則に基づく適正な支出手続の遵守を徹底するよう指導しました。

今後は、このようなことがないよう、校内での意思疎通に十分留意し、府財務規則等の規定に則り、組織的な意思決定のもと、適正な事務執行に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

芥川高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず、当該通勤認定され、かつ、校内駐車を認められているものがあった。

3 措置の状況

該当者に係る通勤状況について、関係規程の諸要件に該当するかどうか本人から事情聴取の上、再度精査し、適正に処理しました。

今後は、教職員の常勤、非常勤にかかわらず、自家用自動車等の使用による通勤認定及び通勤認定車両の校内駐車については、関係条例、規則、通知等の要件に該当するかどうか事実確認を十分行った上で適正な事務処理に努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

野崎高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

自家用自動車による通勤認定を受けている者のうち、要件に該当しないにもかかわらず、当該通勤認定されているもの、また、校内駐車を認められているものがあった。

3 措置の状況

自家用自動車による通勤及び校内駐車を認めていた1名に対して、自動車通勤及び校内駐車の認定要件を説明したうえで、平成20年3月3日付けで公共交通機関による通勤経路に変更するとともに校内駐車について取消しを行いました。

また、校内駐車を認めていた4名に対しては速やかな改善を求め、うち2名については平成20年5月1日までに校外に駐車場を確保させ、うち1名については、平成20年5月分から公共交通機関による通勤経路に変更しました。

なお、残り1名については、平成20年4月1日付けで異動しました。

今後、自家用自動車等の通勤認定に当たっては、教育長通知の要件に該当するか事実確認を十分に行ったうえで認定を行うとともに、要件該当者については定期的に状況の把握を行うなど、適正な事務執行に努めます。

<報酬の支給事務について>

1 監査対象機関

和泉工業高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

非常勤講師の月額報酬の支給事務において、月の初日から末日まで勤務実績がないにもかかわらず支給していた。

3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続を行い平成20年3月28日に返納されたことを確認しました。

今後、報酬の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に基づき、適正に対応していくよう努めます。

<通勤手当の認定事務について>

1 監査対象機関

成城高等学校

2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の認定事務において、自宅から最寄り駅までの距離を誤ったため、同手当が過払いとなっているものがあった。

3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続きを行い、過年度分については平成20年2月6日に返納されたことを確認し、当年度分については2月分給料明細により戻入を確認しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に則り、適正に対応していくよう努めます。

#### <通勤手当の支給事務について>

##### 1 監査対象機関

東住吉総合高等学校

##### 2 指摘事項

庶務諸給与関係

通勤手当の支給事務において、休職等により勤務実態がないにもかかわらず、戻入処理が行われなかったため、過払いとなっているものがあつた。

##### 3 措置の状況

該当者に係る過払分の戻入手続きを行い、平成20年2月25日に返納されたことを確認しました。

今後、通勤手当の支給に当たっては、関係条例、規則の規定に則り、適正に対応していくよう努めます。

#### <行政財産の使用許可について>

##### 1 監査対象機関

西寝屋川高等学校

##### 2 指摘事項

財産関係

学校敷地の上空に、電力会社の電線が行政財産の使用許可を受けることなく設置されていた。

##### 3 措置の状況

本件について、関西電力(株)と協議した結果、地理的事情等から、電線を学校敷地の上空を通過させる形態以外に対処方法がないため、事実の発生した平成19年10月にさかのぼって行政財産使用許可を行うとともに、使用料の徴収を行いました。

今後、公有財産の管理については、関係条例、規則の規定に則り、適正に行うよう努めます。

#### <自己検査の実施について>

##### 1 監査対象機関

大和川高等学校

##### 2 指摘事項

業務関係

財務規則に規定する自己検査について、必要な回数を実施していなかった。

##### 3 措置の状況

自己検査については、平成19年度は平成19年9月5日及び平成20年2月27日に実施しました。  
今後は、大阪府財務規則第171条第1項の規定を遵守し実施するよう留意します。

<自己検査の実施について>

- 1 監査対象機関  
芥川高等学校
- 2 指摘事項  
業務関係  
財務規則に規定する自己検査について、必要な回数を実施していなかった。
- 3 措置の状況  
平成19年度は、平成19年9月28日と平成20年3月7日に実施しました。  
今後は、大阪府財務規則第171条第1項の規定を遵守し実施するよう留意します。

<自己検査の実施について>

- 1 監査対象機関  
藤井寺高等学校
- 2 指摘事項  
業務関係  
財務規則に規定する自己検査について、必要な回数を実施していなかった。
- 3 措置の状況  
自己検査については、平成19年度は平成19年8月24日及び平成20年3月13日に実施しました。  
今後は、大阪府財務規則第171条第1項の規定を遵守し実施するよう留意します。

<自己検査の実施について>

- 1 監査対象機関  
吹田養護学校
- 2 指摘事項  
業務関係  
財務規則に規定する自己検査について、必要な回数を実施していなかった。
- 3 措置の状況  
自己検査については、平成19年度は平成19年9月27日及び平成20年3月28日に実施しました。  
今後は、大阪府財務規則第171条第1項の規定を遵守し実施するよう留意します。

<学校徴収金等の管理について>

## 1 監査対象機関

教育委員会事務局（財務課）

## 2 委員意見

府立高校の職員によって横領された学校徴収金等が公金により補填されており、今後は、かかる不祥事が再び発生することがないように防止策を徹底するとともに、金額が大きく、出金の回数が少ない修学旅行積立金等については、歳入歳出外現金として取り扱えるよう検討されたい。（平成15年度）

## 3 措置の状況

（学校徴収金等における再発防止策について）

平成19年12月までに、未導入であった府立高等学校3校にもインターネットバンキングを導入し、全府立高等学校（工業高等専門学校を含む）において、学校徴収金を安全、適正に取り扱うことができる体制を確立しました。

## <府立学校の備品について>

### 1 監査対象機関

教育委員会事務局（教育振興室高等学校課・保健体育課、財務課）

### 2 委員意見

府立学校では、活用方策を検討することなく存置されている教育用機材が多数みられたので、学校内部での利用の促進、必要とする学校等への管理換え又は貸出し、他の機関等での活用など、その有効活用を図られたい。

また、こうした教育用機材の有効活用が円滑に行えるよう、教育委員会においてその方策を検討されたい。（平成17年度）

### 3 措置の状況

高等学校課において、「産業教育用備品」及び「理科教育用備品」予算の学校配当の時期に合わせ、平成19年9月3日付けで、教育振興室長名で「教育用機材の適正な管理について（通知）」を府立学校長あて通知し、有効活用等を促しました。

## <府立学校の災害発生時の対応について>

### 1 監査対象機関

教育委員会事務局（教育政策室総務企画課、教育振興室高等学校課・障害教育課、施設課）

### 2 委員意見

府立学校の災害時における対応については、避難所の指定を行う市町村との間で、協定書等が締結されていないもの、災害発生時の初期対応等学校側の役割分担について事前の取り決めが不十分なもの等が見られるので、関係機関と協議を行い、所要の整備を図られたい。

また、夜間・休日等に災害が発生した場合の体制の整備や教職員の対応が不明確であるなど、府立学校における災害への備えが必ずしも十全なものではないので、具体的な行動指針等を含むマニュアルを作成するなど、府立学校の防災体制の整備を図られたい。（平成18年度）

### 3 措置の状況

避難所に指定されている学校と市町村との間の協定書等の締結については、危機管理室から各市町村防災担当課長に対する依頼や、教育委

員会施設課長から各府立学校長に対する協力依頼により進展が見られ、委員意見で例示のあった2校で覚書が締結され、また、平成20年4月現在、避難所に指定されている全104校のうち59校で覚書が締結されていることを確認しました。

平成20年度には、堺市内の4校、寝屋川市内の3校の覚書未締結校で締結が予定されており、豊中市・吹田市・東大阪市の危機管理部局と教育委員会（施設課）との事前協議の場もたれるなど、相互の協力体制も整備されつつあります。

また、府立学校の防災体制を整備するため、「平成19年度府立学校の防犯及び防災計画等の提出及び報告について（平成19年5月22日付教委高校第1464号）」により、各府立学校に対して、下記について作成の上、提出するよう指示するとともに、市町村の地域防災計画に基づく避難場所に指定されている学校にあっては、平成18年12月20日付教委施第2647号「市町村の地域防災計画に基づく避難場所（避難地・避難所等）指定に係る協力について」の趣旨を踏まえ、市町村防災担当部局と適切に連携するよう通知しました。

(1) 「防犯及び防災計画」

- ・ 「大阪府地域防災計画」に基づいた緊急時の職員の動員配備体制を定めること。
- ・ 地震発生時など、具体的な災害を想定した対応を記載すること。

(2) 「危機管理マニュアル」

(3) 「防犯についてのチェックリスト」

(4) 「防犯・避難訓練の実施計画」等

今後とも引き続き、関係機関への協力を行うとともに、地域の実情に応じ学校の防災体制の整備を検討します。

<府立学校の学校指定物品について>

1 監査対象機関

教育委員会事務局

2 委員意見

府立学校における体操服等の学校指定物品の選定において、学校長の決裁が文書により行われていないものや決裁文書が保存されていないもの、同一の購入業者との契約が長期間にわたって継続されているもの、選定に関与する者が限定されているものなど、是正、改善を要する点が散見される。

また、学校間において、同一型番の物品であるにもかかわらず購入価格にばらつきがあるなど、学校間で情報を共有することにより改善されと思われる状況が見られる。

学校指定物品は保護者等の負担で購入されるものであるため、その選定方法について改善を指導するとともに、学校間における情報の共有化を図られたい。（平成18年度）

3 措置の状況

（学校指定物品の選定方法について）

府立学校事務（部）長等研修会（平成19年9月26日開催）で、委員意見の趣旨を説明するとともに、学校指定用品の選定については、「学校徴収金等取扱マニュアル」に則った事務手続を行うよう、口頭により指導しました。

今後とも、これら研修会の場を活用し、引き続き指導に努めます。

#### <府立学校の被服貸与について>

##### 1 監査対象機関

教育委員会事務局（教職員室福利課）

##### 2 委員意見

府立学校の教職員への被服貸与について、貸与対象業務に従事していない教員へ貸与されている事例、貸与を受けたにもかかわらず全く着用されていない事例など、被服貸与の制度が適正に実施されていない実態がみられる。

また、学校現場において、被服の品質・デザインの改善、複数の被服の中からの自由選択制を求める一方で、好みの被服を着用したい、被服貸与は不要とするなど、様々な意見が混在している。

今後、被服貸与の対象となる教職員に対して、関係する規程等の内容を十分周知し、適正な運用に努めるとともに、対象教職員から意見を聴取し、被服貸与のあり方を検討されたい。（平成18年度）

##### 3 措置の状況

（被服貸与制度の適正化について）

被服貸与の適正化を図るため、「被服貸与制度の適正な運用について(平成19年5月14日付教委福第1033号)」により、府立学校長あてに通知しました。

また、平成19年5月に、51校を抽出して被服実態調査を実施したところ、その結果は、監査委員意見と同様に、体育教員の着用率が低いというものでした。

このため、「(平成20年度)被服貸与における適正の確保について(平成20年1月11日付教委福第1185号)」により、被服を着用する意思のない職員に対しては貸与辞退の申請を行うように指導するよう府立学校長あてに通知しました。

なお、トレーニングウェアの仕様等については、平成19年度被服発注段階でデザインを変更し、さらに、平成20年1月には、従来の紺色に緑色を追加しました。

#### <府立学校の安全互助会等について>

##### 1 監査対象機関

教育委員会事務局

##### 2 委員意見

府立の各学校単位で設置され運営されている安全互助会や災害対策基金については、過去3年以上にわたり目的に沿った支出がないなど活動実績が少ない学校がみられ、その一方で、同互助会・基金の残高が1千万円以上ある学校が多数存在し、それぞれの学校では高額の前金を保管している状況である。

こうした状況は私費管理上問題があると思われ、また、これらの互助会・基金についてもその活動実態に鑑みると役割を整理すべき時期に来ていると思われることから、府立学校に対して、互助会・基金の整理も含め一定の考え方を示し、適切に指導するよう努められたい。（平

成19年度)

### 3 措置の状況

(学校安全互助会会計の管理について)

学校単位の安全互助会会計については、学校徴収金として公費に準じた適正な会計処理を行う必要があることから、「学校徴収金及び団体徴収金等の会計処理基準」並びに「学校徴収金マニュアル」に基づき適正な管理を行うよう、府立学校事務(部)長等研修会(平成19年9月26日開催)において委員意見の趣旨の説明とあわせて口頭により指導しました。

今後とも、これら研修会等の場を活用し、引き続き指導に努めます。

<熱中症対策について>

#### 1 監査対象機関

教育委員会事務局(教育振興室保健体育課)

#### 2 委員意見

府立学校における熱中症への対策について調査したところ、熱中症発症後における対策は講じられているものの、熱中症の未然防止のための対策については、パンフレット等による注意喚起にとどまっている状況である。

また、熱中症の予防のための重要な指標となる気温を計測する温度計が設置されていない学校があるなど、予防のための環境が整っているとは言い難い状況にある。

このため、各学校へ具体的な取組を指示するとともに、温度計など必要な測定器を全校に配備するなど、熱中症の未然防止に努められたい。(平成19年度)

### 3 措置の状況

(熱中症予防に関する指示及び温湿度計の配備)

熱中症予防については、例年の通知に加え平成19年8月14日付教委保第1726号により再度通知し、予防対策の徹底を指示しました。

また、熱中症の予防を徹底するためには学校において気温や湿度を把握しやすい条件を整備することが不可欠であるため、平成20年3月に全府立学校に「温湿度計」、「掲示板」((財)日本体育協会が公表している指針を基に作成)を配備するとともに、同月17日付教委保第2607号によりこれらの活用に係る留意事項を通知しました。

今後とも、熱中症の未然防止に努めます。